

一宮監公表第3号

平成28年10月24日

一宮市監査委員 佐藤章次

一宮市監査委員 岸澤修

一宮市監査委員 岡本将嗣

一宮市監査委員 柴田雄二

一宮市職員措置請求について（公表）

地方自治法第242条第1項の規定に基づく一宮市職員措置請求（住民監査請求）に対し、同条第4項の規定による監査を実施しましたので、その結果を次のとおり公表します。

# 一宮市職員措置請求に係る監査結果報告

## 1 措置請求の概要

- (1) 平成 28 年 8 月 25 日、一宮市居住の A 氏、B 氏（以下「請求人」という。）から地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項に基づく一宮市職員措置請求（以下「請求」という。）があった。

この請求は、所定の法定要件を具備しているものと認められたので受理した。

なお、請求の要旨は、平成 28 年 9 月 26 日付け「一宮市職員措置請求書の修正と追加資料について」の文書により、一部修正された。

本請求は、社会福祉法人一宮市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に対し交付した平成 25 年度から平成 27 年度までの一宮市社会福祉協議会補助金（以下「補助金」という。）のうち生活資金貸付事業分が、一宮市社会福祉協議会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 3 条第 1 項（4）アで「償還金徴収不能引当金」と規定しているにもかかわらず、実際には過去の不良債権に対するものであるため要綱に違反しているとして、福祉部福祉課専任課長に対し、社協総務課長と連帯して、市に平成 25 年度から平成 27 年度までの補助金の合計 7,923,000 円を返済するか、社協から返還させることを求めていると解される。

- (2) 請求書及び事実を証する書類として提出されたものは、別紙のとおりである。

## 2 監査の実施

- (1) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づいて、請求人から請求の要旨を補足するために、平成 28 年 10 月 12 日に陳述を聴取した。

陳述において、請求人より請求に関する事項について、次のように補足された。

生活資金貸付事業は、不良債権が発生する事業であることは理解できるので、それに対し市が補助金を交付すること自体は問題ない。し

かし、不良債権は遅くとも昭和 58 年度から発生しているにもかかわらず、長年に渡り不良債権の処理について規定がなく、放置されていた。そこで、平成 25 年度になって初めて要綱を改正し、不良債権に対し補助金を交付することになったが、直近に発生した不良債権だけでなく、非常に古い不良債権の処理にも補助金を充てており、そのことを隠すために、当初予算では直近の不良債権分の金額しか計上せず、補正予算で古い不良債権分の金額を他の減額補正に紛れ込ませる形で計上し、委員会でも何ら説明していないことが問題である。また、社協においても、補助金の受入科目を市補助金収入の借入金元金償還補助金収入から長期運営資金借入金元金償還寄附金収入の借入金元金償還補助金収入に変更することにより、意図的に市民にわかりにくくしていることが問題である。

## (2) 監査対象事項

請求の対象は、請求人の主張を基に、「社協に対し交付した補助金のうち生活資金貸付事業分が要綱に違反した違法又は不当な公金の支出に当たるかどうか」に重点を置き監査を実施した。

なお、請求人は、平成 25 年度から平成 27 年度までに交付した補助金を請求の対象としているが、平成 25 年度及び平成 26 年度に係る補助金については、いずれも当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過しており、本請求が当該行為のあった日から 1 年を経過したことについて正当な理由もなく、法第 242 条第 2 項に定める要件を具備していない。したがって、平成 27 年度に交付した補助金のうち生活資金貸付事業分 2,722,000 円のみを監査対象とした。

また、平成 27 年度の市からの補助金収入を長期運営資金借入金元金償還寄附金収入の科目で処理したことなどの社協の会計処理については、市の財務会計上の行為ではないので、監査対象から除外した。

## (3) 関係書類の調査、関係職員及び関係人からの事情聴取

本請求の対象となっている補助金の所管課である福祉部福祉課を監査対象部課とし、関係書類の提出を求め、調査を行うとともに、福祉部長、福祉部次長、福祉課長及び専任課長から事情聴取した。

また、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係人として社協から関係書類の写しの提供を受けるとともに、社協事務局長、総務課長及び

その他関係職員から事情聴取を行うなど調査協力を得た。

### 3 事実の調査

関係書類の調査、関係職員及び関係人からの事情聴取により得られた結果は次のとおりであった。

#### (1) 一宮市生活資金貸付制度の概要

この制度については、一宮市生活資金貸付制度要綱で、市民生活の安定を図ることを目的として、災害・疾病・出産・葬祭等による不時の支出及び一時的な収入減により生活が困窮している低所得世帯に対して、20万円を限度に償還期限までは無利子で資金を貸し付けるものであると定められている。また、社協は委託業務中、借受人に対して債権者の地位にあることを確認すると定められている。

一宮市生活資金貸付制度に関する業務について、市は昭和54年1月に一宮市生活資金貸付業務委託契約を締結し、一宮市生活資金貸付制度要綱に定められた業務を社協へ委託するとともに、この制度の目的とする原資に充てるため2,000,000円を社協に預託した。しかし、この預託金については、昭和54年3月の変更契約で、別に一宮市生活資金貸付契約を締結することが定められたことで、一宮市生活資金貸付契約が締結され、市から社協への貸付金となった。また、貸付金の償還方法等については、市と社協が協議して、別に定めるものとされているが、特に文書で残されているものはなかった。なお、生活資金貸付制度の事務処理等については、一宮市生活資金貸付制度要綱及び生活資金制度事務取扱要領で定められているが、低所得世帯への貸付金の返済が滞り、結果的に徴収不能となった場合の取扱いは定められていない。

昭和54年3月から平成23年12月までに合計31,000,000円が市から社協へ貸し付けられ、平成27年1月に10,000,000円が返還されたため、現在の貸付残高は21,000,000円で、貸付状況は次のとおりである。

(単位：円)

契約日	貸付金額	解除日	解除金額	貸付残額
S54. 3. 30	2,000,000	H27. 1. 6	2,000,000	0
S54. 4. 2	4,000,000	H27. 1. 6	4,000,000	0
S55. 7. 16	4,000,000	H27. 1. 6	4,000,000	0
S59. 3. 29	5,000,000	—	—	5,000,000
H12. 1. 6	3,000,000	—	—	3,000,000
H14. 2. 1	3,000,000	—	—	3,000,000
H15. 11. 21	4,000,000	—	—	4,000,000
H21. 2. 19	3,000,000	—	—	3,000,000
H23. 12. 16	3,000,000	—	—	3,000,000
計	31,000,000	—	10,000,000	21,000,000

## (2) 生活資金貸付事業に対し補助するに至った経緯

平成 25 年 2 月 4 日付け決裁によれば、社協本部事務所の尾張一宮駅前ビル移転等に伴い、補助金の対象経費について事務費、事業費の見直しがされるのに併せて、生活資金貸付事業の経費として償還金徴収不能引当金が追加され、この内容で要綱及び一宮市社会福祉協議会補助金交付要綱（内規）（以下「内規」という。）が改正された。しかし、生活資金貸付事業の不良債権処理に対し補助するに至った経緯は、決裁では確認できなかったため、事情を聴取したところ、次のとおり回答が得られた。

(1) 一宮市生活資金貸付制度の概要で述べたとおり、低所得世帯に貸し付けて徴収不能となった未償還金の処理方法は決められておらず、社協においても、不納欠損処理の規程等を設けていなかった。このため、平成 24 年度時点で既に時効期間を経過した 1,126 万円余が不納欠損処理されていなかった。そこで、市と社協の協議により、既に時効期間を経過した未償還金については、複数年に渡って計画的に不納欠損処理していくこと、併せて、計画的に処理することとした未償還金を当該年度に時効期間を経過する未償還金と合わせて徴収不能引当金として計上し、翌年度に不納欠損処理することが決められた。なお、計画的に不納欠損処理していくことについては、社協で計画表が作成され、市もその内容を承知しているところであった。

市は、生活資金貸付事業の債権の帰属は社協にあるが、事業内容か

ら返済不能となる可能性が高い事業を社協に委託したのは市であり、その事業から生じる損失を社協の負担とすることは適当でないと判断し、当該年度の不納欠損相当額について補助することとしたものである。

(3) 要綱等

ア. 改正後の要綱は次のとおり（関連部分のみ抜粋）である。

一宮市社会福祉協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間福祉事業の特性を生かし、住民主体による福祉事業を推進するために、第2条に規定する対象者が実施する諸事業に要する経費に対し、補助金を交付し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助の対象者)

第2条 この補助金は、社会福祉法人一宮市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に対して、交付するものとする。

(補助金の対象経費及び交付額)

第3条 補助金の対象経費は、本会が実施する事業のうち市長が認める経費とし、次のとおりとする。

(中略)

(4) 生活資金貸付事業

ア. 償還金徴収不能引当金

(その他)

第4条 補助金の交付に関し必要な事項については、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号）の定めによるものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

イ. 改正後の内規は、次のとおり（関連部分のみ抜粋）である。

一宮市社会福祉協議会補助金交付要綱（内規）

第3条第1項の各事業における補助金額の明細は次のとおりとする。

(中略)

(4) 生活資金貸付事業

ア. 償還金徴収不能引当金

- ・当該年度の不納欠損相当額から本会の自主財源で補填できる額を除いた額とする。

ウ. 「当該年度の不納欠損相当額」及び「本会の自主財源で補填できる額」について

要綱及び内規では、「当該年度の不納欠損相当額」、「本会の自主財源で補填できる額」について、明確に規定されておらず、事情聴取したところ、次のような取扱いをしているとのことであった。

① 当該年度の不納欠損相当額

翌年度に不納欠損処理する金額とし、その内訳は、当該年度に償還期間の2年経過後さらに10年を経過した民法上時効となる未償還金と、計画的に処理することとした既に時効期間を経過した未償還金分であるとしている。

一方、補助金確定時の算出では、社協の徴収不能引当金積立支出の決算額としている。

② 自主財源で補填できる額

償還期限が経過した未償還金に係る延滞利息収入、市から社協への貸付金の原資を管理している預金に係る受取利息配当金収入及び市民

福祉基金事業繰入金収入としている。

(4) 平成 27 年度の生活資金貸付事業に係る補助金額について

平成 27 年度に交付された補助金 2,722,000 円は、当該年度の不納欠損相当額を社協の徴収不能引当金積立支出の決算額とし、算出されていた。

(表 1) 交付された補助金に係る算出

当該年度の不納欠損相当額	自主財源で補填できる額		
	延滞利息 収入 (B)	受取利息配当金 収入 (C)	市民福祉基金 事業繰入金収入 (D)
徴収不能引当金 積立支出 (A)			
2,871,641 円	23,592 円	1,049 円	125,000 円
補助金額 (A) - (B + C + D)			2,722,000 円

市の説明によると「当該年度の不納欠損相当額」とは「翌年度に不納欠損処理する金額」で、平成 28 年度に不納欠損処理する金額は 2,858,041 円とのことであるので、その金額で算出すると、補助金は 2,708,400 円となる。

(表 2) 翌年度に不納欠損処理する金額から算出

当該年度の不納欠損相当額	自主財源で補填できる額		
	延滞利息 収入 (B)	受取利息配当金 収入 (C)	市民福祉基金 事業繰入金収入 (D)
平成 28 年度に 不納欠損 する金額 (E)			
2,858,041 円	23,592 円	1,049 円	125,000 円
補助金額 (E) - (B + C + D)			2,708,400 円

以上のとおり、これらの金額には、13,600 円の差異が生じている。



(5) 補助金の交付状況

ア. 交付決定

社協から補助金等交付申請書が提出され、当該申請書に係る書類を審査し、交付の決定がされていた。そのうち、生活資金貸付事業分は、1,077,000円であった。

イ. 交付請求

交付決定後、補助金等交付請求書の提出を受け、これを基に補助金を前金払いで交付していた。

ウ. 計画変更

社協から補助事業等計画変更届が提出され、変更内容を審査し、変更の決定がされていた。生活資金貸付事業分は、1,077,000円から2,722,000円へと増額する交付決定がされた。

エ. 交付確定

事業完了後、社協から補助事業等完了報告書（以下「完了報告書」という。）、事業報告書及び決算関係書類が提出期日までに提出され、事業が実施されていることや事業の決算額について、審査の結果適正な報告がなされていると判断し、交付確定している。その結果、他の事業も含めた補助金全体の金額に変更が生じたため、補助金の変更決定がされ、返還命令により返還させていた。なお、精算による生活資金貸付事業に係る補助金の変更及び返還命令はなかった。

生活資金貸付事業の審査については、完了報告書に添付されている資金収支決算内訳表に記載された借入金元金償還補助金収入に補助金額が計上されていること、支出の徴収不能引当金積立金支出に補助金額以上の額が計上されていることを確認しているとのことであった。しかしながら、補助金額の計算をしておらず、確認が不十分であった。

(6) 社協における貸付金及び補助金に係る資金について

市から社協への貸付金の原資は、一宮市生活資金貸付契約書第3条で、一宮市生活資金貸付制度要綱及び一宮市生活資金貸付業務委託契約書の約旨による業務活動の資金として使用しなければならないと規定されており、a 預金通帳で他の事業とは別に管理されている。

市から交付された補助金のうち生活資金貸付事業分は、徴収不能引当金繰入資産としてb預金通帳で管理されている。不納欠損処理を行うとき、すなわち市から補助金が交付された翌年度に、不納欠損処理された金額分がb預金通帳からa預金通帳へ振り替えられる。

#### 4 判断

平成 27 年度に社協に対し交付した補助金のうち生活資金貸付事業分について、次のように判断する。

請求人は、要綱で「償還金徴収不能引当金」と規定しているにもかかわらず、実際には過去の不良債権に対して補助しているため、要綱に違反した違法な公金の支出であると主張している。

一宮市生活資金貸付制度要綱で、社協は「この要綱に定める行為（委託業務）中、借受人に対して債権者の地位にあることを確認する。」と定められており、生活資金貸付事業の債権の帰属は社協にある。しかしながら、事業内容から返済不能となる可能性が高い事業を社協に委託したのは市であり、市がその事業から生じる損失を社協の負担とすることは適当でないと判断し、補助金の交付により損失を補填するに至ったことは、合理的であると判断する。また、それについては、請求人も同じ見解であることは、陳述で確認されている。したがって、本件支出は市の損害には当たらないと判断する。

また、要綱の「償還金徴収不能引当金」については、内規で「当該年度の不納欠損相当額から本会の自主財源で補填できる額を除いた額とする。」と定められている。「当該年度の不納欠損相当額」については、徴収不能となった未償還金の処理方法を市と社協で協議した結果、当該年度に時効期間を経過する未償還金と、既に時効期間が経過したもののうち当該年度に不納欠損することとした未償還金を徴収不能引当金として計上する合意がされたものである。それに基づき、市が「当該年度の不納欠損相当額」として過去の不良債権の額を含めて補助金を交付したことは、要綱に違反しているとは言えないものと判断する。

なお、請求人は福祉部福祉課専任課長に対し弁済を求めているが、これまでに述べたとおり、要綱違反もなく、市の損害も認められない。そもそも補助金に係る一連の意思決定は所定の手続を経て、市として判断されたものであるため、同専任課長に責任はない。

## 5 結論

以上、これまでに述べたとおり、平成 27 年度の社協に対し交付した補助金のうち生活資金貸付事業分については、違法又は不当な公金の支出には当たらず、専任課長に責任はない。したがって、請求人の主張には理由がないことから、請求は棄却する。また、監査対象事項で述べたとおりであるので、平成 25 年度及び平成 26 年度の補助金に対する請求は、法第 242 条第 2 項に定める要件を具備していないことから却下する。

## 6 意見

請求人の請求とは別に、本請求に基づく監査を実施した結果、次のような点がみられたので、以下に意見を述べる。

### (1) 貸付金及び補助金の在り方について

先に述べたとおり、生活資金貸付事業は、貸付金の回収が難しい事業であり、不納欠損となった場合に、事業を委託した市が、その事業から生じる損失を補填するために補助金を交付することは理解できる。

ここで、不納欠損とは、債権の放棄または時効の成立等により、未償還金が徴収できなくなった場合に、その収入がないにもかかわらず当該徴収事務を終了させる会計上の内部手続のことであるから、不納欠損の処理には現金の支出を伴うものではない上、本事業の原資は市から貸し付けられている。つまり、本件においては、社協が不納欠損処理をする時点では、損失は発生するものの、資金の流出はない。本事業に係る原資を市に全額返還した時初めて社協に資金欠損が生じるものである。最終的に市からの貸付金が全額返済されることを鑑みれば、市から社協へ不納欠損相当額を補助することは妥当であると考えられる。しかしながら、貸付残高、未償還残高及び平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間の補助金額について、資金面から総合的に判断すると、現状では市から社協へ過大に資金が流出していると言えなくもない。また、本事業の貸付実績は、平成 26 年度以降 0 件となっている。以上のことから、今後本事業を行うために必要な原資を除き、社協に貸付金を返還させることが望ましい。このことを踏まえて、適正な状態となるよう市と社協とで協議を行われたい。

### (2) 社協における不納欠損処理について

社協が徴収不能となった未償還金を不納欠損とするにあたり、市はその貸付金に関する回収の経緯や徴収不能とした判断の妥当性を確認していなかった。不納欠損分について市の負担とする以上、社協の判断の妥当性を市でも把握し、判断する必要がある。また、昭和 50 年代からの古い債権についても、今後処理するとすれば、その処理段階での説明責任は市にあることを認識する必要がある。社協からの詳細な説明を求め、補助金の交付にあたり、適切な判断がされたことがわかるよう決裁で明らかにされたい。

### (3) 要綱及び内規について

要綱における「償還金徴収不能引当金」について、その内容を内規で規定しているが、「当該年度の不納欠損相当額」及び「自主財源で補填できる額」については、その詳細を定めたものがなく、不明瞭であった。

市は、「当該年度の不納欠損相当額」とは、翌年度に不納欠損処理を行う予定の金額であり、当該年度に時効期間が経過する未償還金と既に時効期間が経過したもののうち当該年度に不納欠損することとした未償還金を合計した金額であるとしているが、交付確定時は、徴収不能引当金積立支出に計上された額で算出していた。要綱及び内規では、「当該年度の不納欠損相当額」の詳細を定めておらず、翌年度に不納欠損処理する額とも、徴収不能引当金積立支出に計上する額とも解釈することができ、平成 27 年度は前記 3 事実の調査(4)のとおり、金額に差が生じている。また、「当該年度の不納欠損相当額」を翌年度に不納欠損処理する額とすれば、補助金が交付された翌年度に、補助金額算出の根拠となる不納欠損額が確定すると考えられる。さらに、「自主財源で補填できる額」については、延滞利息収入、受取利息配当金収入及び市民福祉基金事業繰入金収入であるとして運用していたが、具体的に何を自主財源で補填できる額とするか定められていなかった。算出根拠を明確にするとともに、補助金の精算も含め、補助金額について過年度に遡り精査されたい。

補助金の原資が市民からの貴重な税金であることを踏まえ、明確な補助金額の算定ができるよう、またその説明責任を果たすことができるよう、疑義の生じる余地のない要綱及び内規となるよう整備をされたい。

#### (4) 社協の決算書類について

社協の決算書類のうち貸借対照表について、時効等により実質的に債権としての実在性がない貸付金があるにもかかわらず、債権として長期貸付金勘定に含まれて計上されていた。貸借対照表は、現実の期末の資産状況を表すものであるため、実在性がない債権については、不納欠損処理を行い債権から除外するべきである。また、それ以外の生活資金貸付金についても、その大半の回収が懸念される状況にあり、徴収不能引当金の積み増しが必要と考える。

さらに、平成27年度の補助金の受入を寄附金として処理していることも適切ではないと思料する。

社協の決算書類は補助金に関わることであるので、正しく作成されるよう社協を指導されたい。

#### (5) 予算に係る説明責任について

請求人の陳述にあるとおり、補助金の予算を計上するにあたり、当初予算で計上できるにもかかわらず、補助金の対象とする直近の不良債権に対するものと過去の古い不良債権に対するものを、当初予算と補正予算に分割し、なおかつ不納欠損相当額に対し補助金を交付するという特殊な事案にもかかわらず、関係予算を審議する福祉健康委員会でその説明もなかったことは、必要十分な説明が果たされていないと言わざるを得ない。前述のとおり、補助金の原資は市民からの貴重な税金であり、その支出にあたっては、相応の説明責任を果たす必要がある。予算の計上にあたっては、必要な説明責任を果たし、透明性の確保に努められたい。

## 一宮市職員措置請求書

福祉部福祉課、[ ]専任課長は市から出向中の[ ]一宮社会福祉協議会（以下社協という）総務課長と連帯して、市に 7,923,000 円返済すること。又は、社協に返還させることを求めます。

## 1. 請求の趣旨

- ① [ ]専任課長は、社協からの要請で社協の過去の生活資金貸付金の不良債権を処理するため、市から社協へ出向中の前総務課長等と共謀し、一宮市社会福祉協議会補助金交付要綱記載の「(補助金の対象経費及び交付額) 第 3 条 (4) 項生活資金貸付事業 ア. 償還金徴収不能引当金」の追加改訂（平成 25 年 4 月 1 日施行）を行い、実際は、過去の不良債権の処理であることを知りながら、「借入金元金償還補助金勘定」名目で平成 25 年度 2,033,000 円・26 年度 3,168,000 円、支払ってきた実績があるため、27 年度も断り切れず (4) 項を都合のよいように拡大解釈し、社協 [ ]総務課長の要望のまま、当初予算額で 1,077,000 円計上し、補正予算額で 1,645,000 円増額し合計 2,722,000 円が生活資金貸付事業費（償還金徴収不能引当金）として平成 28 年 5 月 20 日付「27 一宮福祉指令第 68 号」で交付決定され、要綱に違反するお金が補助金として支払われた。社協は長期運営資金借入金元金償還寄付金収入として処理。(25・26 年度は借入金元金償還補助金収入として処理)
- 尚この件は、社協幹部全員が実態を認識しており、又、市も専任課長は

上記記載の通り実態を十分把握しており、そのうえ、当初予算額は少ない金額で計上し、償還不能引当金勘定でありながら、補正で当初計画を大幅に上回る金額を計上し、支払うという極めて悪質な談合により本来払うべきでない公金が支払われております。しかも社協が情報公開している資金収支内訳表では、借入金元金償還寄付金収入に分類されております。

上記の通り、極めて計画的で悪質な不正行為（犯罪）であり、罰則を加味し、当初から3年間全ての支払いに対し連帯で全額弁済、又は、社協に返還させることを求めます。

②27年度の社協の組織は課長以上すべて市からの出向者・市役所出身者で構成されており、前述の通り本来チェックすべき市から出向の総務課長が不正の窓口であった現実を真摯に受け止め二度とこのようなことが起こらないよう、出向者を含め関係した職員・上司を調査し全員に厳しい処分を求めます。

2. 請求者 {質問等連絡は [REDACTED] までお願い致します。}

住所

職業

氏名

(省略)

住所

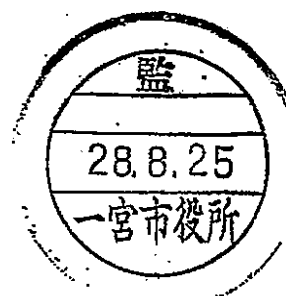
職業

氏名

上記、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、  
必要な措置を請求します。

平成 28 年 8 月 25 日

一宮市監査委員殿



添付資料

1. 行政文書公開決定通知書 28 一宮福祉第 2185 号補助金等変更決定通知書  
(補助金等変更決定通知書・補助金等返還命令通知書・資金収支決算内訳表)
2. 一宮市社会福祉協議会補助金交付要綱
3. 年度別償還金徴収不能引当金支払い状況表
4. 平成 27 年度 社会福祉法人一宮市社会福祉協議会 予算

以上



一宮市職員措置請求書の修正と追加資料について

平成28年9月26日

一宮市監査委員殿

住所

氏名

(省略)

住所

氏名

平成28年8月25日付にて提出いたしました「一宮市職員措置請求書について、下記の通り修正、追加資料の提出を致します。

記

修正内容：

1. 請求の趣旨2行目

「市から社協へ出向中の前総務課長等と共謀し」を「市退職後再雇用希望で社協に再雇用された常務理事らと共謀し」に訂正願います。

2. 追加添付資料

①補助事業等計画変更届(25年度分、添付資料1の追加)

②27年度貸借対照表(インターネットより)

③平成28年度 一宮市社会福祉協議会 予算 資金収支内訳表 関係部分  
(インターネットより…マーカー部分と②等と整合性ない)

以上

